

横浜市港湾施設使用条例の一部改正について（市第 4 7 号議案）

1 目的

港湾労働者共同住宅である見晴橋住宅については、建設後 4 4 年が経過し、入居世帯数の減少、老朽化も進んでいることから、入居者が他の港湾労働者用住宅への転居終了をもって、同住宅を廃止いたしました。

同住宅の廃止に伴い、指定管理者が行う港湾関係厚生施設から同住宅を削除するものです。

2 改正の概要

指定管理者が管理する港湾施設を規定した横浜市港湾施設使用条例別表第 1 の港湾関係厚生施設の項から同施設を削除します。

3 対象施設の概要

（1）港湾労働者共同住宅見晴橋住宅（世帯者用）

- ① 所在地 中区新山下三丁目 2 - 5
- ② 竣工年月 昭和 3 8 年 3 月
- ③ 構造 鉄筋コンクリート 4 階建
- ④ 延床面積 1, 313 m²

管理戸数	間取り	設 備
4 0 戸	6 畳、3 畳、台所	共同シャワー室（コイン式）

（2）指定管理者

社団法人横浜港湾福利厚生協会

（3）管理業務内容

- ① 施設の使用許可に関する業務
- ② 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ③ その他の業務

4 施行期日

公布日